

長野県特別支援学校整備基本方針(案)に関するパブリックコメントのご意見と県の考え方

- 意見募集期間 令和3年1月18日(月)～令和3年2月18日(木)
- 提案者 46人(一般・団体7人、特別支援学校職員21人、小中学校職員7人、保護者12人)
- 意見総数 67項目・188意見 ※要旨が類似しているご意見についてはまとめて掲載

項目 (ページ)	ご意見要旨 ※	ご意見に対する県の考え方
全体を通して	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり、県養護学校PTA連合会で要望してきたことを受けて計画されており、大方この方針(案)でよくできていると思う。 ・昔に比べて障がいも多様化し、先生方が日々ご苦労されていることに心より感謝するとともに、こうした立派な基本案が少しでも達成されることを願う。 ・特別支援学校整備基本方針(案)を策定していただきありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)に基づき特別支援学校の教育環境の改善に努めます。
障害者権利条約について (P1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約」の内容に基づくものであると明記すること。「障害者権利条約」の目的「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」や確保すべきこと「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」を踏まえ、「基本方針(案)」の理念と全体についての再検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)は当該条約を踏まえて作成しています。 ・特別な支援を必要とするすべての子どもの持てる力を最大限伸ばす質の高い教育と、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ中で多様性を認め多様な他者をつながる力を伸ばす共生社会の形成に向けた教育の必要性を踏まえて、「本県の特別支援教育の進め方」と「特別支援学校で実現すべき学び」を記載しています。
インクルーシブな教育について (P2)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの枠内でのインクルーシブ教育にとどまらず、健常義務教育課程、高等学校の全児童、生徒との可能な限りの学びの時間の共有が地域の中で障がい者理解者の礎となる人々に育つことへの理解は、P6内の記述からも明快。ぜひさらなる積極的で広大なインクルーシブ教育の方針を期待。 ・インクルーシブ教育を「学ぶ場」の問題として狭く捉えるのではなく、教育全体の見直しを進めながら、すべての子どもの教育権を保障する方向での検討を進める必要がある、これを基本方針の前提として記述してほしい。 ・すべての幼児児童生徒に、互いを自然に受け入れ、支え合い、補い合い、助け合う心を育てていただきたい。 ・「共に学び合うインクルーシブな教育」とあるが、インクルーシブな教育の中には、多様な者が共に学び合う意味が含まれている。原文が分かりやすいということであれば構わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、インクルーシブな教育を推進し、すべての子どもの多様な他者をつながる力と多様な価値観の中で問題を解決していく力を育むとともに、すべての学校が「多様性を包み込む学びの場」として充実するよう努めます。

<p>合理的配慮について (P2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の「公立学校の合理的配慮の不提供の禁止」を重視し、「特別支援教育の進め方」の中に「合理的配慮の提供」を明記すること。 ・合理的配慮について教員と保護者の理解が進むよう取り組むこと。 ・合理的配慮は障がいの社会モデルという考え方からも広く提供されること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ「基本理念」及び「身近な地域での学びの充実」の文中に「合理的配慮の提供」を明記します。
<p>持てる力と可能性の表記について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念には「児童生徒の持てる力を最大限伸ばす」と書かれているが、3ページ以降は「可能性が最大限伸びる」と書かれており、微妙にニュアンスが異なる。障害者権利条約24条1(b)では、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」とあり、これを踏まえ本方針(案)は、「持てる力を最大限伸ばす」で統一した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育」は、「幼児児童生徒の持てる力を最大限伸ばす教育」とし、「学び」や「学校」は、「幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び」と整理しております。
<p>教育課程の前提について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現に向けた協働の学び」の下段について、教育課程の一部である自立と社会参加の分野に「地域や福祉機関、企業等」との連携が入ることは当然だが、原文のままでは、教育課程の前提として「地域や企業、福祉機関等との連携」が入ることとなり大きな問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「自立と社会参加に向けて、地域や企業、福祉機関と連携した学び」と修正します。
<p>発達課題について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒・保護者の願いや」の次に「発達課題」を加えたい。国連「子どもの権利条約」以降、「発達権」は国際的な用語として定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「発達の状態」という文言を明記します。
<p>企業等との連携について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい理解の企業研修として活用するとよい。 ・企業がボランティアなどで自主的に参加したり、「特別講師」として専門性を発揮してもらうことは歓迎。 ・企業等が特別支援学校の児童生徒と支援機器の共同開発をするのは良い。 ・学校は、子どもの特性や可能性に基づいて、個々の子どもの限らない成長を図るためにあり、児童・生徒を社員の教育手段(社員教育の「教材」として活用することは子どものためにならず、「企業等の社員教育の場」として学校を活用することは容認できない。記載の変更を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の学びの充実につながる企業等との協働学習について、企業側へのメッセージとして「社員教育の場」と記載しましたが、誤解が生じることがないように「社員教育の場」の文言を「共生社会の学びの場」と修正します。
<p>学びの改革の内容について (P4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの改革の現状と課題と今後の方向性に、一人の人間としての尊厳が守られ「自立・社会参加」に向けた教育として、性教育や諸文化・芸能、スポーツ、余暇活動、生涯・社会教育への参加、人権擁護並びに福祉制度の理解や利用方法のほか幅広い内容についての記載がないため、大幅な見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P6に記載の「一人ひとりの願いや障がいの状態、発達の状態等に寄り添った学びの提供」により対応してまいります。

<p>知的障がい特別支援学校の教育課程について (P4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活単元学習と教科との関連は、これまで培ってきた各校の特色を生かした生活単元学習の中に刻まれており、子どもたちの生活に根ざし子どもたちの側から生まれる生活単元学習が教科ありきの学習になることを危惧する。 他県ではことば、描く、数等の教科以前の呼び方で示しており参考になる。「生単」＝「遊び」の構図を見直す機会を十年逃しており、まずは小学部の教育課程の組み直しから始めるとよい。 10年後の学習指導要領改訂の際、「合わせた指導」という概念がなくなる可能性はかなり高いため、合わせた指導を推進していく長野県の方は現場の混乱につながる。 通常の学級に存在しない特別支援教育独自の教育課程(合わせた指導)があることが、通常学校の教科学習との連続性の問題となっている。 特別支援学校の教員が通常学校に赴任した際、特別支援教育経験者としてのパフォーマンスを発揮するには、特別支援学校の教育課程を教科学習にシフトする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の生活単元学習は、児童生徒の主体性を重視し、実践研究を重ねております。この姿勢は今後も継承しつつ、今般の学習指導要領の改訂を受け、教科の育ちを明確にした生活単元学習への改善を図ることが大切と考えております。 具体的には、個別の指導計画の作成段階から個々の教科の力を捉え、生活単元学習の計画立案時に期待できる教科の育ちを確認し、単元終了時に教科の育ちについても評価する授業作りに努めます。
<p>ガイドラインの作成について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育活動の内容が系統だっていない、実態把握ができない、教科内容の系統がわかっていない、生活単元学習を合科と勘違いしているなどの実態を踏まえ、学びの過程や学習内容の段階を明確にしたガイドラインの作成を願う。 金種を学習する段階の子が生活体験として繰り返し買い物学習をするなど、その子の将来の生活を考えた上での課題設定をしてほしい。 障がいの有無にかかわらず「自分の長所を伸ばし、自立と社会参加に向けた必要な力を習得する」ためには、「各校の教育実践」の尊重が重要であり、ガイドラインに従うことが優先され教育内容が画一化されることは、「可能性が最大限伸びる学び」にはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは、これまでの本県の教育実践の成果や学習指導要領改訂のポイント、時代や社会の変化に対応した教育活動の配慮点等をまとめるものであり、各校における指導・支援の参考として作成するものです。 各校には、これを活用して各校(各教職員)の創意工夫により、幼児児童生徒の教育的ニーズや保護者の願いに応じた教育活動の充実に努めていただきたいと思います。
<p>個別の指導計画の様式統一について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式統一による業務負担の改善が、結果として児童生徒の実態をチームで検討する時間の確保ともなる。 非常に早急で現場の混乱が予測されるため、様式統一のねらいとガイドライン、タイムスケジュールの周知徹底をお願いしたい。 様式統一により、実態把握や支援の方向が一面的・画一的になることや、学習指導要領との関連を強調しすぎることで発達課題に寄り添った計画にならなくなることを危惧する。 様式統一の検討が進んでいると聞くが、現場の教員の意見を積極的に取り入れながら必要に応じて改善していくことが大切。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画の様式が異なっていることにより、学校によって実態把握の視点や教育課題設定の流れなどに違いがあることから、適切な指導支援の向上と業務の効率化を目的に、各校の様式の長所等を分析・整理し様式を作成したいと考えております。

<p>個別の指導計画の様式統一について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「なぜ、この項目が必要なのか」を検討することが、特別支援教育に携わる者の専門性を鍛える手段であり、赴任してその学校の職員集団として学んでいくべき。各校が長年の歴史の中で生み出してきた様式であり、ポイントさえ踏まえていれば問題はなく、マニュアル化、スタンダード化せず多様なままでよい。 ・様式統一は小・中学校にも影響がある。 	
<p>重点項目について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに寄り添い、個々の教職員が創意工夫を発揮し、子どもを中心とした教育課程をみんなで練り上げ、学校を作り上げていくという方向性が必要。 ・教育課程の編成は各校が進めるべきものであり、「重点項目」を県教育委員会が示すことは、教職員や学校の自主性・主体性を否定しかねない非民主的な発想で学校がよくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「重点項目」は、各校が翌年のグランドデザイン等を考える際の参考として作成するものです。各校の学校評価や県の施策、国の動向、社会の情勢等を踏まえて、校長会とも意見交換をしながら作成したいと考えております。 ・各校には、これを参考に自校の幼児児童生徒の学びの充実を目指して教育課程の編成等に取り組んでいただきたいと考えております。
<p>年間授業計画について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「年間授業計画の例」に寄りかかり過ぎることも懸念されるので、児童生徒の実態や集団の状況に応じて柔軟に扱えるものであってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間授業計画の例は、学習指導要領を踏まえ、単元ごとの教科の目標や評価項目を組み入れたものを各校の参考として作成するものです。 ・各校には、これを参考に幼児児童生徒の実態に応じた年間授業計画の作成を進め、幼児児童生徒の学びの充実につなげていただきたいと考えております。
<p>盲・ろう・病弱の学び合いについて (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大人数であれば互いの考えに触れて学び合えるというわけではなく、「盲・ろう・病弱の児童生徒同士が互いの考えに触れて学び合う機会が少ない」という記述は事実と異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう・病弱特別支援学校では、幼児児童生徒数が少なく、日々の学習が教職員とマンツーマンという状況もあることから、web会議システム等を活用した同世代の友だちとの学び合いが大切であると考えております。
<p>時代や社会の変化に対応した教育について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容を定める基準が時代や社会にあるという記載は問題。特に障がい児学校の児童・生徒は、一人ひとりの教育的ニーズの違いや幅が大きく、まずは一人ひとりの全面的発達を保障することが大切だと思う。教育内容を定める基準は、あくまで児童・生徒個人の発達の段階、発達課題であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容は個々の教育的ニーズに応じて提供することが大切と考えております。その際、時代や社会の変化を的確に捉え、適切に対応した教育内容を考えて実施することは、幼児児童生徒の自立と社会参加の力の育成において重要であると考えます。

<p>家庭との連携について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの程度は個々に違い、個性を生かし肯定感を上げる個別指導が必要。高等部は最後の学びの場。今後も家庭と学校が一貫した対応ができる協力体制を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒の学びの充実には家庭との連携が大切です。ご意見の趣旨を踏まえ、「学びの改革」の今後の方向性に、個別の指導計画等の家庭との共有等について明記します。
<p>学習集団について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい種別が多岐にわたりすべての専門性を備えることは困難。特性や対応が全く違う児童生徒をどのような学習集団とするか学年ごとに検討を重ねるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習集団の編制は、幼児児童生徒の教育的ニーズに寄り添ったものとなるように、各校と連携し検討してまいります。
<p>コロナ対応について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休校中は生活リズムの乱れや心理的に不安定な子どもが多く、福祉事業所は狭いスペースで大勢の子どもを見ていた。今後の方向性に、子どもが学校に来られる最大限の対策と福祉との連携について記載するべき。 知的障がいのある子どもは、社会生活そのものが学びの本質であり、コミュニケーションや生活リズムなどはリモートでも学習機会を保障できる。臨時休校中、定時のコンタクトや励まし、挨拶等のリモートによる取組を提案したが、学校は「公平・平等・家庭の負担」などを理由にやろうとせず教材の提供などもなかった。感染症対策で多くの施設の水栓は非接触型になっており、低額で工事でも教員でできる程度なのになぜ変えないのか疑問。 この項目は《コロナ禍の対応について》となっているが、コロナウイルス以外の感染症も想定し、《感染症への対応について》にするとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大等によりやむを得ず登校できない場合でも、幼児児童生徒の学びを止めないように、各校と連携して「学びの継続計画」を実践するとともに、感染防止のための環境整備の充実に努めます。 「多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上」に記載のとおり、福祉との連携強化に努めてまいります。 ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
<p>自立活動について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動は学校生活全般の教育活動の中で実施しており、あえて特設することで受身的で訓練的な内容になることを危惧する。 県が「自立活動を日課に位置づける」と示すのは各校の教育課程編成権の侵害であり、各校の実情に合わせて必要に応じて設定できるようにするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある児童生徒には、自立活動についても合わせた指導を行うことが高い指導効果を発揮する場合もあることから、文面を「日課に位置付けるなどして」に修正します。
<p>交流及び共同学習について (P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県は以前から交流教育が盛んで双方の学び合いが深まる交流が求められているが、現状についての分析が必要。副次的な籍について取り組めていない市町村の原因を探り取組を積極的に働きかけてほしい。 卒業式や成人式を一緒にすることがインクルーシブと勘違いしている方がいるが、無理に交流することで傷つけられたりネガティブな印象を持っている子どももあり、副学籍校交流の内容をしっかりと検証し好事例を提供する必要がある。 「交流学習の進め方をサポートする体制の整備」の具体が不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 副学籍校交流は年々広がっており、様々な好事例があることから、内容を分析し、効率的な実践方法や留意点などを整理して関係機関と共有します。

<p>交流及び共同学習について</p> <p>(前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう学校の幼稚部の保護者や本人は地域の友だちとのつながりや地元での生活を大事にしている。同じ地域の同世代の仲間との将来にわたる関わりを育むため、幼稚部の子どもを対象とした副学籍のような制度が位置付くよう市町村へ働きかけてほしい。 ・特別支援学校の交流及び共同学習の予算は毎年減っているが、必要な予算をつけ積極的に交流及び共同学習を行えるようにするべき。 ・企業の社員教育の受入れ業務や教職員の地域行事への参加、シームレスな関係を築くための打ち合わせ等、これ以上の多忙化は時代に逆行する。人的保障が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう学校の幼稚部の地元交流の充実に向け、各校と連携して検討してまいります。 ・交流及び共同学習の充実のために、必要な予算の確保に努めます。 ・学校業務の協業化、分業化、外部化、システム化による業務の削減等、学校における働き方改革を推進します。
<p>動画等の作成について</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画等の作成の推進は、「個の尊厳」「人権」「他の者との平等」「プライバシー」等に関わる問題を内包しており削除を求める。親の立場から学校や教育委員会、「もしかしたら雇用してくれる企業」、「お世話になる施設」に求められたら拒否はできない。高校生や大学生は就活の際に動画の作成は求められない。特別支援学校の生徒を商品化しているような印象を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の長所や必要な支援を企業や福祉施設等が正しく理解することは、生徒にとって有益なことと考えますが、ご指摘のとおり個人情報の扱いについては、プライバシーや人権への十分な配慮と注意が必要ですので、その旨を記載します。
<p>高等部の学習について</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部卒業後の進路先として一般就労が強調されているが、企業等との連携が重視され高等部の豊かな学びが狭まらないよう、何をどう学ぶかの検討が必要。 ・技能検定では可能性を伸ばし自己肯定感を育てることは難しい。技能検定を充実する前に、生きる上で必要な力をつけるべき。 ・作業学習の作業種の開拓は大切。 ・作業学習は就労を目的に実施されるものではない。 ・企業が提供する作業学習が教育として有効な場合も考えられるが、生徒の発達を保障する教育としてふさわしいかを明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部生の進路学習については、一人ひとりが自分の進路について自己選択・自己決定できるよう、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習を企業や福祉施設、教育機関等と連携して進めてまいります。
<p>高等部卒業後の学びについて</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会やインクルーシブを謳うのであれば、障害者権利条約 24 条 5 の「他の者との平等を基礎として一般的な高等教育を確保する」を踏まえ、高等教育の保障について記述するべき。高等部卒業後の専攻科・短大・大学や福祉と連携した「学びの作業所」等を充実させ教育年限の延長と充実を図り、職業訓練だけではない青年期の豊かな学びを保障すべき。福祉型の学びの場や大学附属の特別支援学校高等部専攻科の取組から、卒業生が「学びたい」というニーズをもっていることは明らかだが、県教委はその声を集めていない。県外の高等支援学校へ進学する生徒もおり、卒業後に就労に向けて学べる場を県内にも整備してほしい。専攻科や大学等への進学率が著しく低い現状が分かるように、高等部卒業後の進学状況等についても記載するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の学びの場作りについては、福祉型の学びの場の取組や文部科学省の「障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組」などについて、今後も幅広く情報収集に努めます。 ・また、「進路支援の充実」の中に、「生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて、学校と企業、福祉機関、教育機関等との連携を強化します」と明記します。

<p>就労支援について (P 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労、A型、B型、生活介護、重度障がい者の受け入れ先は限界に達しつつあり、障がい者政策の範囲での受け入れは困難。インクルーシブ社会の構築のため、工場、農業、農産加工工場、林業、造園業、建設業等、一般企業に障がい者の雇用を創出するための企画提案や社会全体での障がい者に関する理解度を深める活動等を行う必要がある。労働雇用課や労働基準監督署などにおいて障がい者の雇用が創出できるように、欠格条項も含めて法整備を行う必要がある。 ・地域によって就労先の職種に格差があり減らして欲しい。 ・卒業後すぐの就労は継続が困難な事例も多く、職場定着率の課題を記載するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も学校及び労働・福祉等の関係機関と連携し、生徒の進路選択の幅や雇用の機会が広がるように取り組んでまいります。 ・就労支援については、進路指導主事を中心に生徒の特性等に合った職場とのマッチングや就労後の定着支援を行っており、1年後の職場定着率は毎年9割を超えておりますが、今後も課題等についての分析を行い就労支援の充実に活かしてまいります。
<p>共生社会を学び合う交流拠点について (P 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校では、同窓会行事など様々な場面で交流や共同学習を行っているが、卒業後の生涯学習も含めて特別支援学校が地域で果たす「教育」の役割を考えたい。地域の方と交流し影響し合うつながりが共生社会の実現につながる。 ・共生関係を「学び合う」のは誰で「共生関係について学ぶ」中身は何かわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方が気軽に訪れ、一緒に学んだり物作りをしたりするなどして、相互理解や支え合いの心を育む交流活動を充実したいと考えております。 ・国が示している共生社会の定義をP 2に記載します。
<p>教職員の専門性について (P 9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ぜひ「今後の方向性」のような研修を重ねてほしい。 ・先生方には生徒の多様性に寄り添う力の向上のために、理論だけでなく、ワークショップやロールプレイングを通して学んでいただきたい。親の会等で聞く限り、担任の理解不足から不登校になった生徒が数名いる。保護者として、専門性の高い教師の養成を目指していただきたい。前年踏襲、使役的、チーフ以外が補助以上の動きをしないなどの現状を改善してほしい。 ・校長が特別支援教育の理念を理解しておらず現場が苦しむことがあり、管理職への特別支援教育に関する理解の浸透が必要。 ・教員は明日の社会を担う子どもを教育する立場にあり、子どもの教育や学校、教育体制の改善・進歩より自分の労働条件の改善や賃金アップを優先する方は教育者としての資質が問われる。 ・全県的な水準の確保のためには教員同士の実践交流が必要。夏休みに子どもの育ちや困難などを全校職員で共通理解したい。 ・進路指導主事に業務が集中しすぎ。複数の職員で進めないと継続性がなく卒業生の継続支援や事例の積み上げにも支障があり改善を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が勤務年数に応じた知識や技量の積み重ねや、希望する専門分野の力量向上が可能な研修体系を構築します。 ・これまでの教育実践で培ってきた特別支援学校の教員としての心構えや指導・支援の配慮点等についてまとめたガイドラインを基に、各校の研修会等で活用できる資料を作成します。 ・学校間において同じ校務分掌を担当している者同士等で情報交換できる機会作りに努めます。 ・学校全体の専門性向上について、各校の専門性サポートチームによる組織的な取組を推進します。

<p>教職員の専門性について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許所持者＝専門性がある教員ではない。特別支援学校は「当分の間」一般免許状だけで教えることができ、認定講習受講の工夫や計画的な人材育成に加え、在学期限上限8年とした人事異動方針の削除を要望。 ・盲、ろう学校の幼稚部では幼稚園免許をもっている者が少なく人的配置が難しい。教職を目指す学生に幼稚園免許の取得をアナウンスしてはどうか。県内大学に視覚、聴覚障がい教員養成課程がなく専門性を学ぶ機会がない。難聴の早期発見、早期教育、人工内耳や補聴器の進歩等、ろう教育の専門性はOJTによる研修を行っているが、職員の入れ替わりや早期支援支援員等が非常勤であることなどから、専門性の継承が困難。計画的な人材育成や早期支援員等の待遇改善などを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携して教職員が免許を取得しやすい状況を整えます。 ・盲・ろう学校等の専門性が確実に継承されるように、専門性の明確化と計画的な人材育成を図ります。
<p>教職員の配置について (P9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が国の基準で示された数より大幅に少ない状況について触れるべき。 ・特別支援学校の臨任率は小・中学校と比較して高く5.5人に1人が講師であり、正規採用を増やし適切な教職員配置とするため、小・中学校との異動を研修としている県の人事異動方針の検討が必要。 ・教科教育の専門教職員(体育科・音楽科・技術家庭科等)や、PT, OT, ST、臨床心理士、SSW、SCなどの専門職、学校図書館法で示されている学校司書、ろう学校への看護師の配置等を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な採用などにより、教員定数乖離の解消や講師率の改善に今後も取り組んでまいります。 ・外部の専門職の人材活用については、地域の医療や福祉の関係機関との連携を強化し拡充に努めます。
<p>専門家の活用について (P9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における専門的な力を有する地域の人材やボランティアを活用するなど、スポーツや音楽等の一流の方を招いた授業はぜひ行ってほしいが、講師がお客さんとなりただの慰問にならないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門家の活用については、ねらいや支援を明確にし、幼児児童生徒の才能の発掘や興味関心の醸成等につながる学習となるよう取り組んでまいります。
<p>専門性サポートチーム (P10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる学級担任のサポートに期待している。例えば、担任からのアクションを待たずに、サポートチームが定期的に担任の支援を確認する仕組みがあると安心。 ・学校や地域の実態に応じて短期的・長期的な課題について取組の順序を示すか、それを示す組織作りを示してほしい。 ・ろう学校の重度重複障がいのある児童の指導の充実のため、指導・支援について自立活動担当教員が担任をサポートできる体制を作る必要がある。 ・適切なサポートを行うには、各学級に自立活動担当教員が配置され、担任と子どもをまるごと捉え、保護者と連携しながら、自立活動的な視点でアプローチできるようにすべき。 ・保護者に対し、担任以外に相談できる場所を周知したり、保護者同士で話ができる仕組み(親の会などで聞いた話を保護者同士で伝え合える場所)を整えてほしい。 ・サポートチームの役割が多岐にわたり、過重・過密労働、超過勤務にならないよう自立活動教員を増員するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の専門性向上を担う要として、「専門性サポートチーム」の機能を強化し、指導・支援の充実に取り組みます。 ・チームは自立活動担当教員を中心に専門性の高いメンバーで構成し、幼児児童生徒の自立活動や担任への助言、保護者の相談対応、校内外の各種研修会の運営等を担います。

<p>特別支援学校のセンター的機能について (P10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校が福祉関係者と連携して家庭支援のできる地域の福祉、療育、教育等のセンターとなってほしい。 ・特別支援学校が各市町村の子ども福祉課などと連携して就学前の障がい児の保護者と情報交換ができるシステムを作してほしい。 ・小中学校の発達障がいのある児童生徒に対し、特別支援学校の専門性が活かされるよう「学びの改革」を推進してほしい。 ・通常校で支援を求めている軽度難聴等の対応の仕方について関係者へ対応する教育環境や人材の方向性を示してほしい。 ・オンライン教育相談は対面と併せてより効率的な活用を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能については、各校の専門性サポートチームが、教育相談、巡回訪問、就学支援、卒後支援等を組織で対応します。
<p>身近な地域での学びの充実について (P11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中信再編は松本市内の障がい児の通学負担軽減となっている。 ・寿養護学校と松本養護学校との学区の見直しは副学籍や地元校との交流の上でも有効。 ・小中学校の管理職や普通学級の担任がアセスメントするスキルを身に付けることがインクルーシブ教育の根幹であり、様々な「合理的配慮」を適切に提供していく必要がある。 ・市町村立の学校には、特別支援教育の深い知識がある者を連携チームに加えるべき。 ・特別支援学級の定員を引き下げ、比較的重度の障がいのある子どもたちも安心して小中学校で学べる状況を整えるべき。 ・地域の支援者から見て、近くに専門的な学びの場があり支援者が輪のように関わっていることは大事だと感じる。 ・分教室、市町村立、副学籍他との関わりについて地元自治体任せでなく、福祉との連携も含めて県の自治体への支援方針も明確にすべき。 ・地域のセンター的な役割を果たし地域と密着した須坂支援学校のスタイルが理想的。この取組は特別支援学校の過密・過大を解消し、より身近な地域で専門的な教育を保障できる。市町村立特別支援学校の設置場所について関係自治体と協議していく旨の記述が必要。特別支援学校の地域化・小規模分散化を進め、できるだけ家から近い場所で、専門性の高い教育を受けられるよう、人口5万人規模の地域に小中学校と併置した特別支援学校の設置を目指して積極的に検討するとよい。 ・通学範囲が広域な学校では、スクールバスに乗れない生徒の保護者負担が大きく、県独自の対策が必要。義務教育期間に送迎のために親が仕事ができない状況は改善してほしい。 ・寄宿舎は通学保障と考えず、通学保障は通学方法の保障を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援の必要な幼児児童生徒が身近な地域で教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等の特別支援教育に係わる対応力の向上を支援します。 ・特別な支援の必要な幼児児童生徒が身近な地域で教育的ニーズに応じた専門的な教育が受けられるように、分教室やサテライト教室等の設置を推進します。 ・スクールバスについては、令和2年度より基本的に希望者は全員乗車できるように体制を整えており、今後も学校と連携して対応してまいります。

<p>分教室について (P12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学部の分教室の設置は遠距離通学の負担軽減となっている。遠方に行かず地元で子どもたちを育てる趣旨に賛同。 ・地域の小中学校内に設置する場合、支援学級との選択に迷う保護者が多い。どう違うのか何が違うのか明確にする必要がある。 ・高校の分教室の養護教諭の対応を設置校の高校側に協力してもらい、特別支援学校同士で行っているような体制を整えてほしい。 ・長野養護学校高等部すざか分教室は併設校がなく厳しい状況。 ・高等部の分教室は進学等についての検討をすべき。 ・分教室への合格はハードルが高いのが現状。 ・分教室は、人の配置、教室、施設、整備などが不十分。障がいや疾患を持つ子どもが、健康管理の責任の所在が曖昧な中、医ケアも含め生活していることに、養護教諭として不安や疑問を感じる。保護者も同様だと思う。 ・分教室の運営は個々の教員の力量に依存する度合いが強く、児童生徒が安定的に一定水準の教育を受けられる保障がない。 ・障がいの重い子ほど分教室を利用できない。 ・分教室を分校とすることにより課題を解決すべき。 ・分教室と分校の違いは保護者に丁寧な説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい遠距離通学の解消のために、市町村と連携して地元の学校の空き教室等への小中学部分教室の設置を推進します。 ・高等部の分教室については、生徒の適性や希望に応じた職業教育の充実に向けて、分教室のない地域への設置を検討します。 ・分教室における課題については、市町村教育委員会や設置校等と連携し対応してまいります。
<p>サテライト教室について (P13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症による休校や移動が制限される状況の対策に大変有効であり、サテライト教室の設置や今後の取組に大いに期待。 ・地域に1校しかない特別支援学校は、多様な障がいの子どもの通学を認めるべきであり、これまでの各校の受入れの工夫を大事にするべき。 ・「サテライト教室」の設置については専門の教員の配置が不可欠であるとともに、対象児童生徒の教育課程上の位置づけや担当教員の保有教員免許状について明確にし、導入前に各校の担当者への説明、ヒアリング、協議、検討の場を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト教室の設置については、各学校と連携し、円滑に導入できるよう検討してまいります。
<p>教育環境の整備について (P15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の増加に伴う一時的な対応教室が445あり早急な整備が必要。人数に合った体育館、音楽室、美術室、自立活動室、理科室、調理室、図書館、クールダウンスペース、プール、教育相談室、倉庫等の整備と教材教具の配置、教室に転用した作業室やプレイルームの整備について記載すべき。 ・校庭等にプレハブ校舎が増築されたまま校内が複雑で校庭使用に支障がある等、小中学校ではあり得ない劣悪な状態の早急な改善が必要。 ・広くて介助がし易く明るくて清潔なトイレの整備や段差をなくすなどのバリアフリー化、感染対策の非接触型水栓の整備など、安全・安心に配慮した整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)に基づき、幼児児童生徒の学びの充実のため、可能性の伸びる学びを支える必要な教室や多様な教育的ニーズに対応できる空間の整備、幼児児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備等に努めます。 ・整備にあたっては、国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視しつつ、本方針(案)に沿って、必要性の高い学校から個別の整備計画を策定し順次進めてまいります。

<p>教育環境の整備について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保しつつ地域に開かれた環境であってほしい。 ・松本ろう学校の施設環境を長野ろう学校に近づけてほしい。 ・肢体不自由特別支援学校を視察して児童生徒・保護者・教職員の声を聞き、病院併設でなく寄宿舎を設置する等の方向を本方針(案)に記載してほしい。 ・若槻養護学校は古くて不具合があり、小・中学部の子どもは別の場所に移ると不安を招きやすいため現地改築してほしい。 ・スクールバスは目や皮膚が弱い生徒のために遮光窓とすべき。とげが刺さったりねじがとれたりする古い机とせず、老朽化した大型遊具等を放置せず対応すべき。 ・法を遵守した特別支援学校の学級編制を行い、学級定員等(少人数化)の見直しを行うことを明記してほしい。 ・特別支援学校の過密化は、医療の発達と特別支援教室の不足、障がいの程度に応じた高等学校がないことが原因であり、障がいに応じた高等学校や障がい者の職業訓練校の設置と特別支援学校の設置基準を設けるべき。 ・文部科学省の学校施設実態調査によると本県特別支援学校の必要面積に対する充足率は48%と狭い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進み、緊急的な修繕や学校環境の改善が必要な箇所については、学校と連携し計画的な対応に努めます。
<p>ICT機器整備について (P16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童生徒に一人一台の端末を配備してほしい。 ・全校がZOOMでつながれる学校とPTA文書もメールでやり取りできない学校があるなど、ICT環境は学校間の格差がある。 ・必要な研修が多く3年程度の在職では教員の負担感が大きい。 ・リモートのみでのコミュニケーションは困難を要する児童が多いため機器類使用に関する児童生徒の使用の熟知が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境については、1人1台端末の整備や教職員の専門性向上等、すべての幼児児童生徒の学びの充実につながる環境整備に努めます。
<p>多様性を包む学校について (P17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの児童生徒に配慮したトイレや着替えなどの設備を整える必要がある。「性的マイノリティの児童生徒も安心して通える環境を整える」という言葉があると、言えずに悩んでいる児童生徒や保護者は安心する。 ・バリアフリーとユニバーサルデザイン、どちらが相応しい文言か検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「安全・安心で快適な教育環境」の中に、「多目的トイレ等、多様な幼児児童生徒の活動を優しく包み込むユニバーサルデザイン化」と記載します。
<p>災害時の対応について (P20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障がいのある児童生徒が一般の避難所に行きづらいという声があるが、特別支援学校の多くは福祉避難所に指定されていない。慣れ親しんだ学校に安心して避難ができるよう、福祉避難所の指定を進めてほしい。 ・障がい児の命と生活を守るために県・市町村並びに福祉関係者、学校、保護者が協働で災害時を想定した子どもたちの「個別の支援計画」の作成を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の整備にあたっては、災害時の福祉避難所等として利用されることを考慮し検討します。 ・大規模災害が発生したときに、地元の自治体等と連携して児童生徒の安全を確保できるように、県と市町村、学校、福祉関係者等との連携の強化に努めます。

<p>社会教育への活用について (P20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、校庭はじめ、学校の施設・設備は、地域との交流、卒業生ばかりでなく地域の障がい者を含めた社会教育、様々な文化活動、スポーツ、レクリエーションの場などとして活用することも重要な課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共施設との連携や機能の分担、協働等について検討します。
<p>児童生徒数の推移について (P23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部の割合が多いと思われるが、このグラフでは小・中・高等部別の割合がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨を踏まえ、中学部から高等部に上がる際に生徒数が大きく増加していることが伝わるように、「中学部から高等部へ進学する際には大きく上昇」と明記します。
<p>特別支援学校の設置等について (P24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化（80年間）は今後の新設校にしてほしい。 ・ 老朽化が進む若槻、松本養護学校は全面改築を望む。 ・ いつどの学校から整備が進むのかの記述を求める。 ・ 他県では新設の計画が数十校あり、長野県では50年後に128人の児童・生徒増を見込んでいる中、学校の適正規模を示し、過大・過密の解消のための新設や分校設置などの方向を示すべき。 ・ 牛伏寺断層上の寿台養護学校や千曲川氾濫警戒区域内の上田養護学校など、大災害に巻き込まれる前に移転することが課題。ファシリティープランに沿った県の空き資産の再利用が重視されているが、インクルーシブ社会構築の意味からも、障がい者のニーズに合わせ通学の利便性のよい市中の高い場所への移転や小中学校との併設を求める。 ・ 学校新設に向け県と市町村が密接に協働することは、施設・設備、専門的人材集約等の面で両者の財政面にもメリットがあると考え。市町村への働きかけと共に県立設置を検討。 ・ 早期発見・早期療育のため、養護学校の幼稚部設置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備にあたっては、国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視しつつ、本方針(案)に沿って、必要性の高い学校から個別の整備計画を策定して順次進めてまいります。 ・ 老朽化が進み、緊急的な修繕や学校環境の改善が必要な箇所については、学校と連携し計画的な対応に努めます。
<p>校名変更について (P25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校名変更は、本方針(案)の方向で議論を始めてほしい。〇〇養護学校を〇〇特別支援学校に変更することは、特別支援教育の専門性を求められる教職員の意識改革につながる。〇〇学園等になれば、社会の意識変革を生み「共生社会」のきっかけとなる。養護学校への進学を検討する際、本人・保護者は希望しても祖父母が大反対というケースがあり、校名変更でその壁がなくなる可能性がありぜひ推進してほしい。 ・ どの学校も校名には誇りがあり、「特別支援学校」で統一ではなく議論を尽くしてほしい。 ・ 長野ろう学校同窓会役員一同は、「長野ろう学校」の校名を残すこと存続させることを求める。長い歴史と伝統のある「長野ろう学校」という校名に親しみ、また誇りとする同窓会員が多く、全国のろう学校の多くはろう学校として校名を残しており、ろう者のアイデンティティでもあるので存続の気持ちが強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見いただいた内容については、校名変更の検討を行う際の参考とさせていただきます。

<p>寄宿舎の 効果につ いて (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎は知的障がいのある生徒の生活部分の学習、体験の場として理想的である。家庭生活の姿を保護者と共有し、保護者が求める生活上の必要な指導・支援ができる寄宿舎の存在は大きく、将来の生きていく力につながる。異年齢の中で学ぶ社会性や人との関わりについても学べる。 ・教室職員と連携し研修も充実する中、指導員の意識は高まっており、よりよい寄宿舎生活の支援ができています。 ・寄宿舎は教育機関の中にあり、学・舎・家庭の連携が大切。 ・県として寄宿舎の取組を応援していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、寄宿舎において舎生一人ひとりの自立と社会参加につながる成長を育む取組に努めます。
<p>寄宿舎で の育ちにつ いて (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣という言葉には、食事準備や洗濯などは含まれていないように受け取れるが、寄宿舎指導では、生活スキルの向上(洗濯、調理、掃除等)も大切にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ「生活スキル」を明記します。
<p>寄宿舎の あり方検 討につい て (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入舎理由が多様化し家庭支援を福祉とどう役割分担するか検討が必要。 ・検討には寄宿舎をよく知る有識者を加え、少なくとも15校の保護者や現場職員の声を聞いてほしい。また、盲・ろう学校の舎生や舎生OBの声も聞いてほしい。 ・入舎基準や一部屋の人数などの基本部分の全県統一は必要かもしれないという声がある。 ・入舎基準等の基本部分とはどこまでなのか、施設や状況、職員数、地域の実情などが学校ごとに異なる中、統一により不都合が生じることを不安視する声がある。入舎希望者の実態はその年ごとに変わる(1対1対応の必要な子どもの希望者数など)が、基準があることで安全・安心な環境での受け入れが難しくなる状況は避けたい。 ・各校の入舎基準の違いは、各校の実情の違いによることを明記しないと各校が好き勝手にやっているマイナスイメージになる。 ・入舎希望を増やす取組を現場で行っていききたい。 ・寄宿舎の個別の指導計画の様式統一の検討をしてほしい。 ・卒業後の生活を見据えて福祉サービスを併用している生徒が多いが、全泊を前提としなければ利用率は上がり良さを体験できる生徒が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎生の自立と社会参加に向けて、今後の寄宿舎のあり方について、学校現場や保護者、福祉機関、有識者等の意見を聞きながら検討します。
<p>寄宿舎指 導員につ いて (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが自覚して研修等に取り組み、県全体として専門性を向上させるために研修体系の構築は必要。指導員が自分たちで考えてきた学び合いの取組を大切に、実情や希望に沿った様々な場での研修を行い知見を広げたい。 ・寄宿舎指導員の専門性を高めるため、高卒資格ではなく、特別支援教育や生活指導等にかかわる基礎的な力量を応募資格として求めてほしい。 ・専門的な力量のある指導員が必要数配置されるよう、法 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、舎生一人ひとりの自立と社会参加を支える指導・支援の充実に向けて、専門性の向上に努めます。

<p>寄宿舍指導員について (前ページの続き)</p>	<p>に則った定数確保と加配を検討してほしい。災害時の避難すら困難な職員配置と伺っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室職員は単一障がいと重複障がいで職員配置人数が異なるが、寄宿舍にも同様の制度が必要であり、舎生の実態（重度重複・飛び出し・1対1対応が必要等）と照らし合わせた職員配置をお願いしたい。 ・家庭支援の入舎が増えると指導員の負担が大幅に増える懸念がある。 	
<p>寄宿舍生の減少について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入舎率について、全幼児児童生徒を入舎対象としていない（分教室等）のに、総数で計算した数値を訂正してほしい。希望者のうちどの程度入舎できているのかを表記した方が実情に合った数字になる。「利用者が10人程度の寄宿舍」の記述は、該当校の児童生徒数や寄宿舍の規模等が書かれていないため、「利用者はほとんどいない＝必要ない」というイメージに結び付いてしまうが、これは、小規模寄宿舍の統合の必要性を意味する表記なのか。この記述では寄宿舍教育へのニーズが薄れている印象をうけるが、入舎を希望されても断わるケース(今年度は全県で30名、昨年度は38名)もあり、希望がないわけではない。 <p>【考えられる減少理由】</p> <p>生活空間の保障から1部屋の人数を少なくした職員を減らされたため舎生を減らした 施設設備の面で対応できないため減らした(アレルギー食等) 古い建物のため本人・保護者が入舎を控えている 高等部優先で小中学部は希望できない 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートなどを行い減少理由を研究してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎生の減少理由については、各校と連携しながら分析を行います。
<p>寄宿舍の環境整備について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化で立て付けが悪く修理しても根本的に解決できない等、環境が整っていない寄宿舍が多い中、バリアフリー化や個室の整備、感染症対策、卒後の自立の力をつけるための一人暮らし体験ができる家電等、心地よく生活でき、より多くの希望者が入舎できる施設設備を進めるべき。 ・松本養護学校の寄宿舍環境は劣悪で、県議会議員訪問時も早急の改善が要望されており、障害者権利条約を批准した国家の教育として劣悪な環境を即刻改善するべきであり、大規模改修を待たずに改築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍の整備にあたっては、バリアフリー等の安全性の確保と生活習慣の確立等のため、一般に普及している生活様式に対応した環境整備を進めます。 ・松本養護学校の寄宿舍の整備については、可能な限り早急に対応できるよう取り組みます。
<p>寄宿舍（複数の特別支援学校）について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を丁寧に把握し、課題を整理して慎重に進めるべき。寿台養護学校の生徒が入舎している松本ろう学校の寄宿舍は、職員が互いの参観等を行っているが、同じ敷地内にないため連絡、相談、連携のしにくさや情報共有すべき内容の判断の難しさ等、「学・舎連携」の難しさやもどかしさを感じる。また、校長、教頭、舎務主任等多くの方の協力で成り立っており、特に養護教諭は、普段の子どもの様子を知らない中、言葉で不調を訴えることが苦手な舎生の対応が求められており大変さを感じる。ろ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の特別支援学校の児童生徒が利用できる寄宿舍については、様々な観点からその効果や課題を整理し研究します。 ・ご意見をいただいた内容については、研究を進めていく際の参考とさせていただきます。

<p>寄 宿 舎 (複数の特別支援学校)について (前ページの続き)</p>	<p>う学校の舎生には、聴覚障がい専門性が求められており、知的障がいの寄宿舍経験しかない指導員は専門性を高めていくことが難しい様子。担当職員は舎生の在籍校の指導員がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の学校の児童生徒が利用する大きな施設は今の世の中と逆行するし、コンパクトな寄宿舍は入舎できる人数が限られ必要な時期に入舎できない。仮に木曾養、松本養、寿台養が一つの寄宿舍となった場合、学校から寄宿舍に帰ってくる時間がずれグループ活動の確保が困難。 ・寄宿舍のある学校は、昼間の教育と連携し 24 時間教育ができ職員がすぐに連絡しあえて一緒に研修・会議等も可能。 ・他校に寄宿舍があると保護者にとっても負担が大きい。 ・多様性を包み込むことについて、障がいを持っている人同士だけの交流で考えないでほしい。 ・複数の障がい種という点では稲荷山養護学校の方が先に始まっている。 	
<p>関連資料について (P29)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18校の概要に設立当初の想定人数の記述を求める。 ・文部科学省学校施設実態調査の学校ごとの必要面積等の数値の記述を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開校当時の想定人数については、その後の増築や再編整備、分教室の設置など、当時と状況が大きく異なっているため掲載はしておりません。 ・現在、国において特別支援学校の設置基準の検討がなされていることから、その動向を注視したいと考えます。
<p>医療的ケアへの対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校や市町村立等の学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒の教育保障が不十分。保護者付き添いや移動手段の確保、必要な学校看護師の配置、ペースト食等に対応した給食提供等の課題に対し「合理的配慮に欠ける状況」と認識して改善に取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県医療的ケア運営協議会の検討等に基づき、医療的ケアの必要な児童生徒の教育機会の拡大に努めます。
<p>盲ろう学校幼の表記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう学校と盲学校には幼稚部があるが多くの県民や教職員が知らないため、本方針には、「小・中・高等部」ではなく「幼稚部」や「幼児」を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
<p>病弱教育について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立こども病院の保育・療育・教育機能を充実させるために、現在の院内学級を、幼稚部を併設した県立特別支援学校とすることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱特別支援学校のセンター的機能を活用した院内学級への支援に努めてまいります。
<p>幼教室人数について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体発達や物事の理解、言語の育ちがゆっくりな盲・ろう学校の幼稚部では、個別の対応が重要なため1教室の人数を現在の8名より少なくしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学習グループの編制に努めてまいります。

<p>方針策定の進め方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の願いを反映するため方針策定の再考を願う。「専門家委員会」や回数及び協議時間が不十分な連携協議会の検討（素案提示が11月下旬で、その後の開催が1回）では、教職員や県民への周知が不十分。高校入試制度の検討は本案の審議より慎重。本方針(案)は行政や学校の都合が前面に出された計画になっている。これからの長野県の特別支援学校のあり方に大きな影響を与える案であるため、障害者権利条約の基本理念「私たちの事を私たち抜きで決めないで」「当事者や家族の思いを計画の策定段階から尊重」を踏まえ、子どもや保護者を真ん中においた議論を巻き起こし、みんなで検討すべき。新型コロナのため先行きが不透明なこの時期に拙速に決める内容でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本方針(案)の策定は、第2次長野県特別支援教育推進計画を踏まえ、平成30年度より協議を進めてまいりました。保護者、教職員、企業・福祉・医療関係者等で組織した特別支援教育連携協議会(5回)や有識者による専門家委員会(8回)、校長会等の検討を経てパブリックコメントを実施したところです。連携協議会やパブコメ等の資料は、その都度各校と共有してまいりました。老朽化が進み早急な対応が必要な学校がある中、可能な限りスピーディーかつ丁寧に検討を進めてきたと考えております。
<p>リモート授業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校でのWi-Fiの必要性和他県の対応状況の明記を求める。リモート授業に関する聞き取り調査の結果と課題を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大等によりやむを得ず登校できない場合でも、児童生徒の学びを止めないように、調査結果を基に対応してまいります。
<p>修繕について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修繕・改修に関する計画的対応の実施内容と、2,3倍の予算額について明記を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校と連携し、緊急性の高い修繕箇所から計画的に修繕・改修を実施しております。
<p>設置基準について</p>	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、特別支援学校の設置基準がなかったのか明文化を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は設置基準を作成していなかった理由を示しておりません。
<p>老朽化と狭隘化の要因について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の老朽化と狭隘化の課題を共有するため以下の記述を要望する。 戦後：教育権の保障（教育基本法などの法整備） 盲ろう教育：義務制施行(1年遅れ・学年進行) 養護学校：就学免除猶予規定有（福祉施設等が受け皿） 1979年：養護学校義務制開始 保護者運動の高まり 高等部希望者全入、卒業後の働く場づくり、 放課後・長期休業中のサービスの保障 医療的ケアの必要な子どもの教育権の充実 等 90年代：特別な支援の必要な児童生徒数増加 1993年約17万人 ⇒ 2006年約25万人 通常学級の発達障がい約93万人 2000年代：長野県高等部訪問教育年齢制限撤廃 (過年度生の受入) 2007年：特別支援教育制度スタート 2009年：長野地区特別支援学校再編整備計画実施 2015年：中信地区特別支援学校再編整備計画実施 現在：児童生徒数増加（深刻な学校不足、教室不足） 今後：50年間高止まり状態継続の見込み (2,000名を越える数で推移) 検討課題：学校規模の縮小・分散化した養護学校建設 2021年度：小学校35人学級 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見としてお伺いしました。

<p>学びの場について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室の設置が不十分である状況にも関わらず、「適切な学びの場ガイドライン」などにより、特別支援学級の利用が週8時間以下である場合は、強く退級を迫られる事例が報告されている。学びの場の見直しは大切だが、通級指導教室の有無やその子の状態によって検討されるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「適切な学びの場ガイドライン」は、児童生徒が適切な学びの場で適切な支援が受けられるように作成しました。今後は、本ガイドラインの趣旨を関係者と共有するよう各種研修会等を実施してまいります。
<p>コーディネーターの専任化等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の特別支援教育充実のキーパーソンである特別支援教育コーディネーターを専任として配置すべき。発達障がいのある児童生徒にゆきとどいた教育を進めるためには、学級規模の縮小が必要であり、今後中学校・高等学校での30人規模学級の実現を国に要求していくとする記述を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの専任化については、今後も国に対し要望してまいります。
<p>通級指導教室設置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> LD等通級指導教室の設置が進んでいるが全国的に見て遅れており、言語障がい通級指導教室は必要とする方がいるにも関わらずよくわからない基準で設置され不公平感があるなど、計画的に設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室の設置については、実態を丁寧に把握し、全県のバランスを見ながら必要な教室数の整備に努めます。
<p>特別支援学級の設置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の法律と異なり長野県は特別支援学級の開設基準を独自に「3名揃えば開設する」と設定しているため、小中学校の肢体不自由児や病弱児、難聴児、弱視児の特別支援学級設置率が全国最低水準の状態となっている。早急に改善し、障がい種に応じた専門性の高い教育の提供を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、友と共に学ぶことを大事に考え、特別支援学級については1学級3名以上、8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって、弾力的に運用しております。
<p>発達障がいについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある子どもについて、専門の高校や分校、高等養護学校等を設置している県がある中、長野県の考え方を明確に示してほしい。発達障がいのある子どもが二次障がいに陥り、知的障がいの学校に入学してさらに不適応を起こしているケースが多い。今後も一定数発達障がいのある子どもを知的障がい特別支援学校へ入学させて分けて教育するのであれば、知的障がいのある子どもの教育の場が奪われる。養護学校の指導をしていた教員が、地域の小中学校で発達障がいのある子どもに適切な対応ができるとは思えない。高等部については、知的障がいだけでなく発達障がいに対応した学校も新設し、広く学びの機会を作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある児童生徒への対応については、第2次長野県特別支援教育推進計画に沿って、小中学校等の特別支援教育に関する対応力の向上を図り、多様性を包み込む学級づくりに努めます。
<p>音楽鑑賞会について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野市の小学校では音楽鑑賞教室が無くなり、ろう学校の児童も参加できなくなってしまった。子どもたちが本物に触れ、実際に体験することが興味関心に繋がるが、この状況は基本方針に反しており再度予算等の検討を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒が一流の専門家に学ぶ機会が拡充するよう努めます。
<p>教育権について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本の教育全体を覆う子どもの発達を阻害するほどの「学力テスト」体制に象徴される「過度に競争的な教育」のあり方を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見としてお伺いしました。
<p>表記について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学級編「成」は、学級編「制」の間違い。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正します。